

## 岩手県被災地コミュニティ支援アドバイザー運営要領

### (趣旨)

第1 この要領は、岩手県被災地コミュニティ支援アドバイザー設置要綱第7条の規定に基づき、被災地コミュニティ支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (派遣依頼)

第2 アドバイザーの派遣を依頼しようとする市町村は、岩手県被災地コミュニティ支援アドバイザー派遣依頼書（様式第1号）を復興くらし再建課総括課長に提出するものとする。

### (派遣決定)

第3 復興くらし再建課総括課長は、第2の規定による依頼があった場合において、アドバイザーを派遣すべきものと認めたときは、アドバイザーの派遣を決定し、派遣の依頼をした市町村に通知するとともに、アドバイザーに業務を依頼するものとする。

### (実績報告)

第4 アドバイザーの派遣を受けた市町村は、アドバイザーの業務が完了したときは、速やかに岩手県被災地コミュニティ支援アドバイザー派遣実績報告書（様式第2号）を復興くらし再建課総括課長に提出するものとする。

### (経費の負担)

第5 アドバイザーの派遣に要する経費（旅費、報償費）は県が負担するものとし、この場合の経費の額は次によるものとする。

- (1) アドバイザーの旅費は、交通費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃）、現地経費、宿泊料とし、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）及び県の規定により支給する。
- (2) アドバイザーの報償費は、「講習会等の講師に対する報償費の支給基準について」（昭和50年1月17日人第427号）により支給する。

### 附 則

この要領は、令和8年4月20日から施行する。